

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年12月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月26日から38年2月16日まで
② 平成6年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立期間①については、A社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間②については、平成6年7月1日付けでC社からE社に異動したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月30日となり、加入期間が1か月欠落していた。

両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録（昭和34年3月16日資格取得、61年6月30日離職）及び同僚の供述から、申立人は申立期間①においてA社に継続して勤務（出向先のF社からA社に異動）し

たことが認められる。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に未加入となっている複数の同僚が、「異動の際も、給与は変わらずA社本社から支給されており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人についても、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間②においてC社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、社会保険関係の事務を担当していたとする複数の同僚は、「当該事業所における保険料控除方式は当月控除であった。申立人の平成6年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失日が当初平成6年6月30日と記載された後同年7月1日に訂正されていることが確認できる。G厚生年金基金に係る「年金・一時金給付額計算書（平均標準報酬月額）」に記載されている加入員記録（昭和61年2月1日資格取得、平成10年7月1日資格喪失）によると、申立人は申立期間②においても継続して厚生年金基金の加入員であることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成6年5月のオンライン記録及び前述の「年金・一時金給付額計算書（平均標準報酬月額）」に記載されている標準報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としている上、前述の厚生年金基金加入員資格喪失届において、申立期間当時の社会保険担当者が申立人及び同僚の資格喪失日を平成6年6月30日から同年7月1日に訂正する届出を行おうとしていたことがうかがえるものの、当該同僚についても、資格喪失日が申立人と同様に同年6月30日となっており、申立期間②に係る被保険者記録は確認できないなど、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 6 月までの期間及び 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 63 年 6 月まで
② 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

20 歳になった昭和 61 年*月当時、私はまだ学生だったので、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたと聞いていた。

母親は申立期間当時の記憶について定かではなく、領収証等の資料も所持していないが、申立期間①及び②について母親の保険料は納付済みであるため、私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 61 年*月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、A 町（現在は、B 町）の国民年金被保険者名簿には、申立人の資格取得手続を平成 7 年 8 月 28 日に処理した旨の記載が確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号も、申立人の前後の手帳記号番号の払出状況により、平成 7 年 9 月上旬に払い出されたものと推認できることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと考えられ、当該手帳記号番号が払い出されるまでは両申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、オンライン記録から、申立人は、当該手帳記号番号が払い出された時点で 20 歳到達の昭和 61 年*月*日まで遡及して国民年金の被保険者資格を取得し、その後、昭和 63 年 7 月の厚生年金保険の記録が判明したことにより、平成 8 年 7 月 24 日付けで国民年金の被保険者資格の喪失日及び取得日の記録が追加されたことも確認できる上、手帳記号番号の払出時点で両申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は記憶が曖昧なため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付状況について不明である。

加えて、両申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が両申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
② 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 52 年 1 月 7 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は昭和 46 年 3 月に高等学校を卒業した後、A社に採用され、アルバイトの期間を経て同年 4 月 1 日には正式採用となり、技術職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、被保険者資格の取得日が 48 年 7 月 1 日とされていた。

申立期間②、③及び④については、A社に継続して勤務していたにも関わらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

全ての申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管する「従業員個人名簿」、雇用保険の被保険者記録（昭和 46 年 6 月 1 日取得）及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立人の申立期間①当時の雇用形態や保険料控除について確認できる書類は保管していない。なお、申立人と同年代の従業員から聞き取り調査した結果によると、事務職及び季節雇用者については、厚生年金保険に加入させていたようだが、申立人が季節雇用者ではなかったとすると、採用からしばらくは、

臨時雇用又はアルバイトのような取扱いがなされ、厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思われる。」との回答とともに、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」が提出され、当該通知書において、申立人の資格取得日は、昭和48年7月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和45年4月1日に、A社に正式に採用された。採用と同時に厚生年金保険に加入しているものと思っていた。」と供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚の被保険者資格の取得日は、昭和45年6月1日であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票により、昭和46年4月1日に被保険者資格を取得しており、申立人と同じ工場で同じ業務に従事していたとする一人は、「私は、昭和45年10月に入社した。採用後の厚生年金保険に加入していない期間は、見習期間だったようだ。」と供述している上、前述の被保険者原票に氏名が記載されており、供述を得られた複数の者についても、入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、数か月から5年程度の相違が見られることから判断すると、当該事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるものの、当時の事業主は既に死亡し、当時の役員も、「当時のことは何も分からない。」と供述しており、厚生年金保険の加入に係る当時の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張するところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間②については、昭和49年11月30日離職、50年6月1日資格取得、申立期間③については、50年11月30日離職、51年5月1日資格取得、申立期間④については、51年12月30日離職、52年4月1日資格取得となっており、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日とは必ずしも一致しないものの、雇用保険の被保険者記録においても、申立てに係る各年の冬期間は、一旦離職し、再度資格を取得していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、「当時、事務職以外は、冬期間は一旦離職していた。厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた期間については、厚生年金保険料も控除していなかったと思われる。」と回答しており、

事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立期間②については、申立人の資格喪失日は昭和49年12月1日、資格取得日は50年7月1日、申立期間③については、資格喪失日は50年12月1日、資格取得日は51年4月1日、申立期間④については、資格喪失日は52年1月7日、資格取得日は同年4月1日と記載されており、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間③及び④については、資格喪失の届出に併せて健康保険被保険者証を返還した旨の記載も確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立てに係る各年において、申立人と同様に一旦被保険者資格を喪失し、再度同資格を取得している者が多数確認できるところ、このうち供述を得られた一人は、「私は、昭和49年に入社したが、同年と50年の冬は、失業保険を受給した記憶がある。」と供述し、もう一人は、「私は昭和49年に入社したが、入社して2年から3年ぐらいは、冬期は休業しており、失業保険を受給し、国民健康保険に加入していた。その後は通年雇用されるようになった。」と供述している上、申立人が同じ職種の同僚として名前を挙げた者は、「当時、私は、事業主が同一人である別の事業所に勤務していたが、昭和49年と50年の冬期間は、A社も、私が勤務した事業所も、閑散期のため冬期間は閉鎖していた。」と供述しているところ、当該同僚についても、昭和49年及び50年の冬期間に一旦被保険者資格を喪失し、再度同資格を取得していることが確認できる。

その上、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③及び④においては健康保険任意継続の記録が確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が、申立期間②、③及び④において、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から28年2月1日まで
② 昭和28年4月28日から同年9月12日まで

私は、両申立期間において、A社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 同僚の供述から判断すると、申立人が両申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所は昭和34年12月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時の事業主及び社会保険関係の事務を担当していたとする者は既に死亡している上、複数の同僚は、「当該事業所における厚生年金保険の取扱いは不明である。」と供述していることから、申立人の両申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間①については、前述の複数の同僚は、「当該事業所に試用期間があったかどうかは不明である。」と供述しているが、当該同僚について、当該事業所に入社したとする日と当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

3 申立期間②については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚を含めて8人が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和28年4月28日の前後1年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再度同資格を取得していることが確認できるものの、当該同僚はいずれも所在が不明であるため、厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

4 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 24 日から 42 年 7 月 2 日まで
A 組合 B 部の C 会に勤務していた期間については、昭和 42 年 12 月 13 日に脱退手当金を支給されているとのことであった。

在職中に婚姻し、昭和 42 年 4 月には夫が転勤になったが、私は同年*月に子供を出産したためしばらくは実家におり、その後同年 7 月に夫の赴任先に転居するために退職した。このため、退職後は、脱退手当金を直接受け取ることはできなかつたと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 42 年 7 月 2 日の前後 3 年程度で資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 6 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 5 人について脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。